

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた本組合の勤務体制について

当組合では、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の緊急事態宣言を受け、職員の勤務体制を一部変更させていただきました。移動における人との接触機会を減らし、万一の際にも組合の業務体制を維持できるよう、職員の出勤日数を減らし、在宅勤務を可能としました。

事務所を閉所することはございませんが、郵送、電話対応等でお待たせし、ご不便をおかけすることもありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、申請用紙等は、このホームページにて様式を掲載しておりますのでご活用ください。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。